

**生駒市自治基本条例案に対する意見と検討委員会の考え方について**

1. 案件名 「生駒市自治基本条例」に対する意見募集 **【職員意見】**
2. 意見提出期間 平成21年3月3日（火）～27日（金）
3. 担当課 生駒市役所市民活動推進課（生駒市市民自治検討委員会事務局）
4. 意見提出状況  
 (1) 提出者数 4名 【提出方法】庁内メール 4件  
 (2) 提出件数 17件

番号	条項	提出されたご意見	検討委員会の考え方
1	第2条 (1)	（定義）第2条の（1）市民について市内に居住する者、市内で働く者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。となっていますが、者ともものは意味がちがうのか。又、事業活動とは、市内に建物を保有し営業活動をおこなっている法人も含んでいると解釈するが、市民以外の地権者（住民票がない）もまちづくりをするには、必要な対象にならないのか。	<p>&lt;原案のとおりとします&gt;</p> <p>「市民」とは、地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。また、住民票のない地権者も税金も支払っているため、事業活動を行なっている個人に含まれます。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。</p>
2	第2条 解説	解説の《既存の法律など》で地方自治法第180条の5第1項第4号が抜けているのでは。	<p>&lt;追加いたします&gt;</p> <p>(4) 監査委員</p>
3	第5条	参画と協働の原則について、第2条で「参画」や「協働」の用語の定義はされているが、解りやすくするために、「参画」、「協働」の言葉を使わず定義の言葉のまま規定しては	<p>&lt;原案のとおりとします&gt;</p> <p>本条例の基本原則として規定しており、今後の自治を進めていく上での重要な用語ともなることから、原案のとおりとしま</p>

		どうか。	す。
4	第6条 解説	解説の《既存の法律など》について、人権教育啓発推進法や生駒市人権擁護に関する条例の紹介が必要と考える。	<p>&lt;追加いたします&gt;</p> <p>【生駒市人権擁護に関する条例】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務等必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
5	第9条	<p>まちづくり参画における市民の責務について第9条に次の条項を追加すべきと考える。</p> <p>3 次世代に配慮し持続可能な地域社会を築くよう努めること。</p> <p>4 市政の運営に伴う負担を分担すること。</p> <p>理由は、市民に向けて言いにくいこともはっきり定義しておくことがこの条例の価値であると考えからである。</p> <p>肥大化した行財政を修正していく方向である現在、市民の責務も増大することを意識してもらうべきである。あれも、これもこの時代ではない。あれか、これかの時代である。</p> <p>「参画」、「協働」を目指すならば、負担の部分を明確にしておくことは、ぜひ必要である。</p> <p>最高規範であると第3条で規定していることから、義務的要素も明確にしておくことが重要である。</p> <p>この条項が追加できないのであれば、この条例は画餅とな</p>	<p>&lt;原案のとおりとします&gt;</p> <p>前文において、「これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。」として宣言しているとともに、第1条においても「この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。」規定していることから、あえて必要ないと考えますし、画餅になるとは考えておりません。</p>

		ると考える。	
6	第20条	<p>「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」では、審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては不開示情報として扱う旨の規定があります。本市の情報公開条例でも同様の規定を設けました。もちろん、情報の性質に照らし、公にすることによる利益と公にすることによる支障を比較考量した上で判断しなければなりません。情報の共有には一定の制限があると考えます。</p>	<p>条例は当然法律の範囲内において制定されるものです。自治基本条例では、地方自治法等のシステムと合わせて、生駒市独自のまちづくりの仕組みを明らかにするものであり、当然法律を犯すことはできません。</p> <p>第47条において「市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制の整備について必要な措置を講じなければならない。」と規定しており、その解説で情報公開条例を適切に運用することを定めていることから、情報共有制度にかかる運用については、情報公開条例を遵守することとなります。また、参考までに第47条の解説に、生駒市情報公開条例の条文を追加します。</p> <p>【生駒市情報公開条例】 （目的） 第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市等の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。</p>
7	第25条	条例第25条の見出し(法令遵守及び公益通報)を(法令遵守	<変更いたします>

		及び公益目的通報)に変更してください。	
8	第25条 第2項	職員のみ公益通報について規定していますが、もっと広範囲に規定する必要はないのでしょうか。	<p>&lt;原案のとおりとします&gt;</p> <p>この条例においては、市及び職員の公益目的通報について規定されていますが、生駒市法令遵守推進条例においては、公益目的通報ができる者を具体的に職員以外も通報できる規定を設けてあります。</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 職員等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 職員</p> <p>イ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者(以下「受託者」という。)が行う当該契約に基づく事業に従事する者</p> <p>ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市が指定した者(以下「指定管理者」という。)が行う市の公の施設の管理業務に従事する者</p> <p>エ 市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係に</p>

			<p>あると認められる法人で、規則で定めるもの(以下「出資団体等」という。)が行う事業に従事する者        オからエまでの者であった者</p> <p>(8) 公益目的通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、市の事業、市との契約により受託者が行う事業、指定管理者が行う市の公の施設の管理業務又は出資団体等が行う事業について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、生駒市法令遵守委員会(以下「委員会」という。)に通報することをいう。</p>
9	<p>第28条          解説          第29条</p>	<p>法令遵守推進条例で取り扱う要望記録は口答での要望記録について定めているものであるので、広聴全般についての規定である本条の解説に法令遵守推進条例を書くことは、誤解を招くと考える。また、法令遵守委員会は、庁内の調整機能などの権限もないので、この解説は市民の誤解を招くと考える。削除してください。</p> <p>もし、法令遵守推進条例に自治基本条例案第28条、29条のような機能をもたせるのであれば、法令遵守委員会の充実や、専門官の配置など、組織機構を含めた体制の見直しなど、根本的な体制の整備が必要であると考えます。</p>	<p>&lt;変更いたします&gt;</p> <p>第28条解説          第2項          市民との対応を円滑に行なうため、記録を作成し、その整理、保存に努めることを規定するもので、生駒市法令遵守推進条例により運用するもののほか、この条例に基づき必要な措置を講じるものとします。</p> <p>&lt;原案のとおりとします&gt;</p> <p>第3条において「他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。」と規定することによって、他の条例や規則等の制定や改廃に当たっては、この条例を基準に考えなければならないことを義務づけています。また、既存の条例についても点検を行ない、この条例の趣旨にそわない条例については、制定改廃する必要が生じたり、新た</p>

			な仕組みづくりが必要となってきます。
10	第35条	<p>監査委員制度について、第29次地方制度調査会の専門小委員会で、監査委員を議会が選任する方法に改正するなど、自治体の監査機能強化について議論されている。これの動向等を注視することも必要であるので、直ちに外部監査の導入する方向はどうか。包括外部監査の他市の事例では、年間1,600万円以上の予算が必要であった。また、財政健全化法の施行によって、財政健全化団体となれば、外部監査に係る条例の有無に関係なく自動的に個別外部監査に基づく外部監査を必要とすることになることから、国の法改正をにらんで判断する必要があると考える。</p>	<p>&lt;原案のとおりとします&gt;</p> <p>この条例制定後、外部監査制度について検討することとなりますので、その中で今回の意見を含め御検討いただきたいと考えます。</p>
11	第44条 第45条	<p>【投票事務の執行について】</p> <p>「投票」という事務の執行にあたっては事前の準備が不十分だとその結果に重大な影響を及ぼすこととなります。また、通常の選挙と異なる部分（特に選挙権と投票権）がある場合、投票人名簿の作成、管理等については、選挙に影響を及ぼさないためにも新たなシステムの開発が必要で、そのための予算措置も必要となります。</p> <p>さらに、次のような懸案もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事案ごとの条例でその都度投票権者が異なるような場合、その都度のシステムが必要となってくる。</li> <li>○ 第2条で市民とは「市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者をいう」とあるが、市民投票の投票権がこの定義にそったものであれば、投票人名簿の作成を含め、その確認も不可能である。</li> </ul>	<p>&lt;原案のとおりとします&gt;</p> <p>本条例においては、市民投票の原則及び市民投票要件の基本的な事項について規定するものであって、今後、この自治基本条例に基づき投票要件、成立要件等を検討していくこととなります。</p>

		<p>前述のシステム開発に係る経費以外で、類似の制度と考えられる直接請求での住民投票にあたっては概ね 25,000～30,000 千円の経費が必要です。代議制民主主義として公選で選ばれた市長や議員がおり、直接請求という制度もあり、そういった中で、なおかつ相当の事務負担と経費を伴う市民投票制度についてはその必要性に疑問がありますが、その上で市民投票制度の施行・実施にあたっては十分な検討と準備が必要と考えます。</p>	
1 2	第44条 第45条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2条の「市民」との関係をどのようにするか。投票権者を異なる範囲（例えば住民に限るなど）とするのであれば、この条例で規定すべきではないか。</li> <li>○ 重要事項の定義をどのようにするか。</li> <li>○ 重要事項か否かの判断は誰がどのような手続きで行うのか。</li> <li>○ 重要事項と第45条の住民からの請求や議会の発議との関係はどのようにするか</li> </ul>	<p>&lt;原案のとおりとします&gt; 本条例においては、市民投票の原則及び市民投票要件の基本的な事項について規定するものであって、今後、この自治基本条例に基づき投票要件、成立要件等を検討していくこととなります。</p>
1 3	第45条	<p>市民からの請求に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発議との違いはなにか。</li> <li>○ 請求権者・請求要件・請求手続き・請求結果をどうするか。</li> </ul> <p>議会の発議に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提案の要件・議決の要件をどうするか。</li> <li>○ 発議に対する手続きをどうするか。</li> </ul> <p>市長の発議に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発議に対する手続きをどうするか。</li> </ul>	<p>&lt;原案のとおりとします&gt; 本条例においては、市民投票の原則及び市民投票要件の基本的な事項について規定するものであって、今後、この自治基本条例に基づき投票要件、成立要件等を検討していくこととなります。</p>

14	第44条 第45条	<p>【市民投票についての条例関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常設の条例か、事案ごとに制定するのか。</li> <li>○ 投票権者をどうするか（外国人の定義・市内通勤通学者等）。</li> <li>○ 失権者をどうするか（成年被後見人・有罪確定者等）。</li> <li>○ 投票権者の管理をどうするか（登録、抹消、名簿等）。</li> <li>○ 投・開票に関する諸事項（投票期日、投票期間、投票区、投票用紙、期日前投票（実施・要件・期間）、不在者投票（実施・施設投票・滞在地での不在者投票・郵便等投票・南極観測隊等）、投票管理者・投票立会人・開票管理者・開票立会人などの人数・選任要件、投票所を運営する上で必要な各規定、開票所の各規定、投票公報、入場整理券の有無、各告示文書、無効投票等）</li> <li>○ 投票運動（運動主体、規制等）をどうするか。</li> <li>○ 事案に係る広報をどうするか。</li> <li>○ 罰則は設けるか（設ける場合は検察等の協議も必要）。</li> <li>○ 投票結果の取り扱い。</li> <li>○ 施行にあたっての細目</li> </ul>	<p>&lt;原案のとおりとします&gt;</p> <p>本条例においては、市民投票の原則及び市民投票要件の基本的な事項について規定するものであって、今後、この自治基本条例に基づき投票要件、成立要件等を検討していくこととなります。</p>
15	第44条 第45条	<p>【制度化までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選管としては、平常の業務に加えて平成21年度は衆議院議員総選挙、市長選挙、北大和土地改良区総代選挙、国民投票システムの導入、22年度は参議院議員通常選挙、統一地方選挙の準備及び知事選挙の開始、ウィズライフシステムの更新、23年度は統一地方選</li> </ul>	<p>&lt;原案のとおりとします&gt;</p> <p>本条例においては、市民投票の原則及び市民投票要件の基本的な事項について規定するものであって、今後、この自治基本条例に基づき投票要件、成立要件等を検討していくこととなります。</p>



		<p>挙、農業委員会委員選挙という大きな事業があり、さらに、現在の政治状況を考えると解散総選挙は当分の間いつあってもおかしくない状況にあります。前述のような諸課題について短期間で検討し、実施のための諸準備をすることは現状の体制では極めて困難です。</p> <p>○ 投票事務を選管に事務委任する場合は、法的にも実質的にも十分な協議をしていただきますようお願いいたします。</p>	
16	解説	<p>全般的に解説の中の既存の法律等の紹介再度チェックされるほうがよいと考えます。</p> <p>なぜ、この法律等の条文を紹介しているのか、意図をはかりかねるものや、もっと適切な法律等があるあると考えられるのに、紹介されていない例があるのでは。</p>	<p>解説について適切な法律等があるあると考えられるのであれば、お知らせください。</p>
17	第4条 第46条 第47条	<p>第4条と第46条、第47条は重複していませんか。</p>	<p>第4条は、この条例構成上、基本原則として理念を明らかにしたものであり、その条項を受けて第46条及び第47条において具体的に規定しているものであることから、問題ありません。第46条、47条、48条で一連の条文の流れとなっているものと考えますので、原案のとおりとします。</p> <p>(法制係との協議による)</p>